○伊方町スポーツ大会参加補助金交付要綱

平成17年4月1日

告示第11号

(趣旨)

第1条　この告示は、スポーツ大会参加補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条　町長は、社会体育におけるスポーツ大会で県予選を経た全国大会に参加する団体又は個人に対して、次の各号のいずれかに該当する場合は予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、本町在住者に限る。

(1)　財団法人日本体育協会又はこれに加盟している種目団体が主催する大会であること。

(2)　国が主催又は後援している大会であること。

(3)　前2号に掲げるもののほか、町長が特に認めた大会であること。

(補助金の対象経費)

第3条　補助金の対象経費は、前条各号に規定する大会に参加するために必要な交通費実費、宿泊料及び参加料とする。ただし、参加人員は、各種目の競技規則による指導者及び選手(当該大会開催要項等に定められた人員)の範囲内に限る。

2　上部団体等からの参加助成等がある場合は、その参加助成額等を控除した額を補助金の対象経費とする。

(補助金の額)

第4条　補助金の額は、前条に定めた対象経費の2分の1以内とする。

(交付申請)

第5条　この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)を、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条　町長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定通知書(様式第2号)を交付する。

(実績報告)

第7条　補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、大会参加終了後、速やかに実績報告書(様式第3号)及び請求書(様式第4号)を、町長に提出しなければならない。

(参加承認及び交付決定の取消等)

第8条　町長は、次に掲げる場合には第6条に規定する交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1)　補助事業者が補助金を大会参加費用以外に使用した場合

(2)　補助事業者が不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

2　町長は、前項の取消しをした場合において、既に取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条　この告示に基づく申請書等の提出書類の提出部数は各1部とする。

2　この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。